

第 9 9 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 3 号)

招 集 年 月 日 令 和 3 年 6 月 4 日 (金 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 6 月 4 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 3 日)

議 事 日 程

- | | | |
|---------|------------|---|
| 日 程 第 1 | 第 48 号 議 案 | 令 和 2 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 15 号) の 専 決 処 分 (専 決 第 5 号) の 承 認 に つ い て |
| 日 程 第 2 | 第 49 号 議 案 | 宍 粟 市 税 条 例 等 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第 6 号) の 承 認 に つ い て |
| 日 程 第 3 | 第 50 号 議 案 | 令 和 3 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) |
| | 第 51 号 議 案 | 令 和 3 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) |
| 日 程 第 4 | 第 52 号 議 案 | 宍 粟 市 印 鑑 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日 程 第 5 | 第 53 号 議 案 | 宍 粟 市 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日 程 第 6 | 第 54 号 議 案 | 宍 粟 市 集 落 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
| 日 程 第 7 | 第 55 号 議 案 | 宍 粟 市 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 及 び 宍 粟 市 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 運 営 に 関 す る 基 準 等 を 定 め る 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て |
-

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- | | | |
|---------|------------|--|
| 日 程 第 1 | 第 48 号 議 案 | 令 和 2 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 15 号) の 専 決 処 分 (専 決 第 5 号) の 承 認 に つ い て |
| 日 程 第 2 | 第 49 号 議 案 | 宍 粟 市 税 条 例 等 の 一 部 改 正 の 専 決 処 分 (専 決 第 6 号) の 承 認 に つ い て |
| 日 程 第 3 | 第 50 号 議 案 | 令 和 3 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 2 号) |
| | 第 51 号 議 案 | 令 和 3 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号) |

- 日程第 4 第 52号議案 宍粟市印鑑条例の一部改正について
- 日程第 5 第 53号議案 宍粟市税条例の一部改正について
- 日程第 6 第 54号議案 宍粟市集落センター条例の一部改正について
- 日程第 7 第 55号議案 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

応 招 議 員 (1 6 名)

出 席 議 員 (1 6 名)

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
7 番 前 田 佳 重 議員	8 番 津 田 晃 伸 議員
9 番 山 下 由 美 議員	1 0 番 大 畑 利 明 議員
1 1 番 田 中 一 郎 議員	1 2 番 林 克 治 議員
1 3 番 宮 元 裕 祐 議員	1 4 番 今 井 和 夫 議員
1 5 番 大久保 陽 一 議員	1 6 番 飯 田 吉 則 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 小 谷 慎 一 君	書 記 大 谷 哲 也 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 富 田 健 次 君
教 育 長 中 田 直 人 君	市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君
総 務 部 長 前 田 正 人 君	市 民 生 活 部 長 森 本 和 人 君
健 康 福 祉 部 長 津 村 裕 二 君	産 業 部 長 樽 本 勝 弘 君
建 設 部 長 太 中 豊 和 君	一 宮 市 民 局 長 上 長 正 典 君
波 賀 市 民 局 長 坂 口 知 巳 君	千 種 市 民 局 長 福 山 敏 彦 君

会計管理者 前川 満 君

総合病院副院長兼事務部長 菅 原 誠 君

教育委員会教育部長 大谷 奈雅子 君

農業委員会事務局長 田 路 仁 君

(午前9時30分 開議)

○議長（飯田吉則君） 皆さん、おはようございます。

第99回宍粟市議会定例会3日目になりますが、まず、開会に先立ち、新しく就任されました富田副市長が出席されておりますので、御挨拶をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

富田副市長。

○副市長（富田健次君） おはようございます。改めましてこのたび副市長に就任いたしました富田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。議長から機会を頂きましたので、一言御挨拶をさせていただきたいと思ひます。

さきの本会議におきまして、私の人事案件に御同意賜りまして誠にありがとうございました。

私自身、このような器ではないということは十分自覚しておるところでございますが、任命いただきました限りには微力ながら市長が示されます方針、政策の実現に向けて職員の皆様とのチームワークによって努めていく所存でございます。

さて、現在宍粟市は、森林から創まる地域創生をテーマとして各種施策に取り組んでおります。この地域創生のためには、やはり宍粟市に暮らされている市民の皆様お一人お一人がこのまちに住んでよかった、住み続けたいと思っただけのような、いつまでも地域に誇りを抱き続けられるまち、そうしたまちづくりが大切であると思っております。あわせもって、まちづくりを推進するためには、市民の皆様から信頼される市役所でなければならないと考えており、それには全職員が法令を遵守するとともに、常に法令等の目的、趣旨を的確に理解し、高い倫理観をもって市民の皆さんのために創造的、かつ主体的に職務を遂行することをしっかりと進めていかなければならないとの思いであります。様々な課題があると思ひますが、10年後、20年後の姿を見据えながら、福元市長が所信表明された七つのビジョンに基づく各施策を積み重ねることによって、人と自然が輝き、みんなで創る夢のまちの実現に努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議員の皆様には御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。貴重な時間を頂きありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○議長（飯田吉則君） ありがとうございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告 1、本日市長から地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第173条第1項の規定により一般財団法人宍粟北みどり農林公社令和2年度決算書及び令和3年度事業計画書が市長から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 2、市長から、地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書が議長宛てに提出されております。御高覧願います。

報告 3、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告 4、今期定例会の説明員について、お手元に配付しております議長宛て通知書写しのとおり、変更の通知がありましたので報告いたします。

報告 5、本日、市長から議案8件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第48号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第1、第48号議案、宍粟市一般会計補正予算（第15号）の専決処分（専決第5号）の承認についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。どうぞ本日もよろしくお願ひ申し上げます。

第48号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第15号）の専決処分（専決第5号）の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度内完了に向けて事業を進めてまいりましたが、やむを得ない事情により完了が困難となったことから繰越明許費の追加を行ったものであります。

これにつきましては、会計年度の終了間近で急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第48号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第2 第49号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第2、第49号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分(専決第6号)の承認についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第49号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分(専決第6号)の承認につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、宍粟市税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、市県民税について、給与所得者の扶養親族申告書等を電子データにより提出するための要件を緩和するもの、固定資産税については、現行の負担調整措置を継続するとともに、新型コロナウイルス感染症により経済情勢等が大きく変化したことを踏まえ、前年度の課税標準額に据え置く特別の措置を講ずるもののほか、同様の調整措置として、軽自動車税種別割及び環境性能割に係る各種臨時的軽減の適用期間を延長するものであります。

そのほか、地方税法等の改正や規定に伴う文言の改正、引用部分の条項ずれに対応する改正を行っております。

以上、概要を御説明申し上げますが、本件につきましては、地方税法等の改正が令和3年3月31日に公布されたことに基づくものであり、施行時期との整合性を図る上で急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(飯田吉則君) 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第49号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

日程第3 第50号議案～第51号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第3、第50号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）から、第51号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）までの2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第50号議案及び第51号議案の補正予算2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス対策関連事業のために必要なものを中心に、早急・緊急の対応が必要なものに限って行っております。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第50号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）ですが、歳入歳出にそれぞれ1億5,938万円を追加し、補正後の総額を236億4,399万2,000円とするものであります。

歳出につきましては、新型コロナウイルス対策関連事業の主なものとしまして、女性の孤独・孤立対策のための事業の追加、子育て世帯生活支援特別給付金では、詳細が判明してきましたことによる事業費の増額、整備を進めております一宮北診療所に発熱外来棟を設置するための事業費の増額、発熱外来事業の延長に伴う国保診療所特別会計への繰出金の増額、また、小中学校施設における衛生対策のための事業や、修学旅行キャンセル料の助成事業を追加しています。加えて、「新しい生活様式」に対応するため、市税におけるスマホ決済の導入や防災センターの空調機器の機能増強を行うほか、地域経済対策としまして、プレミアム付き商品券事業を追加計上しております。

そのほか、コロナ対策以外の主立った内容としまして、土木費で著しく危険な状態にある特定空き家の対策に要する費用を追加しております。

また、教育費においては、令和3年度予算の提案後に国補助金の追加配分を受け、令和2年度予算での前倒し実施をすることとし、昨年度の3月議会で承認を受けました中学校のトイレ改修工事等に係る予算の減額を行っております。

次に、財源となります歳入の主なものとしまして、新型コロナウイルス対策関連

事業では、全て新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金を見込んでおります。その他の事業では、県支出金や雑入を計上しており、さらに必要となる財源につきましては、見込みの範囲内の下で前年度繰越金を計上しております。また、教育費における歳出の減額整理に関連しまして、国庫支出金及び市債の整理を行っております。

次に、第51号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、発熱外来事業を令和3年度末まで延長するための事業費を計上しており、歳入歳出にそれぞれ2,411万1,000円を追加し、補正後の総額を2億4,550万円とするものであります。

以上、補正予算2議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。議員各位におかれましては、それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第50号議案から第51号議案の2議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第4 第52号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第4、第52号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第52号議案、宍粟市印鑑条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、成年被後見人が一定の条件の下、印鑑登録等を行う場合の申請方法について明確化するもの及び令和元年に一部改正により施行されております宍粟市印鑑条例について整理漏れがありましたので、当該箇所の改正を行うものであります。

原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第52号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託
します。

日程第5 第53号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第5、第53号議案、宍粟市税条例の一部改正についてを
議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第53号議案、宍粟市税条例の一部改正につきまして、提案理
由の御説明を申し上げます。

本改正につきましては、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、宍粟市税条
例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、個人市民税における扶養親族の定義及び寄附金控除
における寄附金の範囲の見直し、特定一般用医薬品の購入に係る医療費控除の特例
制度の適用期間の延長、そのほか地方税法等の改正や規定に伴う文言の改正、引用
部分の条項ずれに対応する改正を行うものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上
げます

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第53号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託
します。

日程第6 第54号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第6、第54号議案、宍粟市集落センター条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第54号議案、宍粟市集落センター条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、センター繁盛について、繁盛地区連合自治会との協議で令和4年3月31日で閉鎖することといたしておりましたが、繁盛地区のコミュニティ拠点として「ゲストハウス繁盛校」が開設されたことに伴い、当初の予定を変更し、令和3年6月30日に閉鎖することで協議が調ったことから、施設の用途を廃止するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第54号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第7 第55号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第7、第55号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第55号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国が定める基準の一部改正に伴い、0歳児から2歳児を対象とした家庭的保育事業所等を新たに開設する場合には、保護者の希望に基づき、引き続き保育を提供す

る連携施設をあらかじめ確保しておく必要がありますが、その連携施設に国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所を追加するとともに、保育の実施にあたり書面で作成することが規定されている、または想定される記録等について、書面に代えて電磁的記録で作成及び保存をすることができるよう、所要の改正を行うものがあります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第55号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月15日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前 9時53分 散会）